○防衛省告示第四十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年三月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年三月二十二日（予備、同月二十三日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三二度〇分一二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三一度四七分一二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年三月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年三月二十二日（予備、同月二十三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年三月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年三月二十三日（予備、同月二十四日及び同月二十五日）までの間、毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年三月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年三月二十三日（予備、同月二十四日及び同月二十五日）までの間、毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十六条第三項並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十九条の十二及び第十九条の十三に基づく、危険物を積載する車両の日本海沿岸東北自動車道あつみトンネルの通行の禁止又は制限の告示（平成二十四年東北地方整備局告示第四十四号）の一部を下記のとおり変更するので、道路法施行令第十九条の十五及び道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の十の規定により告示する。

平成三十年三月十五日

東北地方整備局長　津田　修一

記

3項中に【災害時の特例】原則として災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部または非常災害対策本部が設置されている場合に、被災した地方公共団体からの災害応急対策に必要な燃料の供給要請に基づき道路管理者が特に通行を認めた場合は、水底トンネル又はこれに類するトンネルを通行しようとする車両（別表第2中「第四類・引火性液体」を積載する移動タンク貯蔵所（タンクローリー）に限る。）のうち、当該水底トンネル若しくはこれに類するトンネルの構造を保全し、又は水底トンネル若しくはこれに類するトンネルに於ける交通の危険を防止するため、誘導車を当該車両の前後に配置するなど当該車両の通行の安全を確保するために必要であると道路管理者が認める措置が講じられているものについては、別表第2にかかわらず、通行することができることとする。」を追加する。

2　この告示に係る通行の制限の変更は、平成三十年三月十五日から実施する。

○関東地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十五日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
東京都文京区本郷二丁目三〇六番二八からさいたま市北区吉野町一丁目四一五番九まで	前	一六・六〇～八二・三〇	三一・六二七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一六・六〇～八二・三〇	三一・六二七	
	B	二八・七〇～三三六・〇〇	二三・三九三	
	A	一六・六〇～八二・三〇	三一・六二七	
	B	二八・七〇～三三六・〇〇	二三・三九三	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十五日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
笛吹市石和町四日市場字大口町一七四九番二から甲斐市宇津谷字塩川端五四番三まで	前	二二・〇三～九九・〇二	一六・八二〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二二・〇三～九九・〇二	一六・八二〇	
	B	〇・〇〇～六二・〇五	〇・〇六二	
	A	二二・〇三～九九・〇二	一六・八二〇	
	B	〇・〇〇～六二・三七	〇・〇六二	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所